平成２１年（フ）第５６３８号
大阪府吹田市広芝町14番18号
破産者　株式会社土質工学研究所
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６２５号
大阪市中央区高津３丁目16番13号
破産者　株式会社アーネスト
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６４１号
大阪府東大阪市荒川１丁目14番22号
破産者　マルト金属株式会社
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４４８号
大阪市淀川区新北野１丁目４番３号
破産者　有限会社エヌテック
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７０７号
大阪市天王寺区清水谷町８番10号
破産者　有限会社山野デザイン工房
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７１８号
大阪市港区弁天４丁目12番13号
破産者　株式会社タナカ
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１４１８号
大阪府柏原市国分西２丁目１番51号、商業登記簿上の本店所在地奈良県北葛城郡王寺町藤井２丁目１番７―328号
破産者　株式会社モナミ
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１６７号
大阪府南河内郡河南町大字大ヶ塚355番地
破産者　有限会社ジャパン企画
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
奈良市神功１丁目４番地の31
破産者　有限会社クリスプ
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１１７４号
福岡県遠賀郡遠賀町芙蓉２丁目７番４号
破産者　株式会社都市開発21
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３５８１号
札幌市白石区東札幌２条５丁目９番15号
破産者　有限会社ガトー・デ・シェル
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２７号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町一丁目アパート４―1002
破産者　岩井謙三郎
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９７８号
東京都八王子市打越町1068番地北野台病院
破産者　若林　敬二
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２５１号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡４―504
破産者　近藤えみ子
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２０９０号
横浜市保土ケ谷区坂本町176番地
破産者　廣田建設株式会社
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１５６４号
京都市上京区烏丸通り寺之内上る相国寺門前町647番地
破産者　株式会社土田モータース
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１３号
京都市東山区祇園町北側347番地18　エリート会館１階
破産者　エロイカ有限会社
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第４００号
香川県高松市香南町由佐686番地１
破産者　河野商興有限会社
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４４９号
高知市弘化台12番12号
破産者　大丸海産株式会社
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８４０号
高知県土佐市高岡町乙3200番地10
破産者　有限会社タイム
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８８１号
高知市高須新木２番34号
破産者　株式会社島内自動車特機製作所
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１号
大分市日吉町６番25号
破産者　株式会社日本技術
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係